

## 第2回協議会 12月9日(火)

## 場所

一の宮町／就業改善センター

## 住民発議についての主な意見

## 一の宮町

・平成十三年から枠組みについて協議し、それぞれの段階で住民説明、協議会とおして、平成十四年八月に任意協議会を立ち上げた。途中産山村の離脱の時には、何度も慰留し、最後は産山の役場まで出向いて村長さんにお話した経緯もある。結果として議会の議決をいただき、現在の3町村での法定協設立に至った。

今まで二年にわたって慎重に審議し、十七年合併に向けて心を一つにして協議を進めてきたが、今、この時期にこのような動きがあることは残念。

中部3町村としては今後も合併協議を粛々と進めてきたい。将来の阿蘇を考えたときに、この合併以外にはないと確信している。

・住民からみれば、説明が足りないという話も聞くので、これから何らかの形で住民に直接説明をしながら進めていくことが必要。

## 波野村

・これまで、それぞれの段階で機関決定をしながら法定協に移行し進めてきた。今後も3町村の合併に向けて更に協議をしたい。他の枠組みによる合併は考えていない。産山村の再加入については、これまでも門戸を開いている。

・将来の若者のことを思うなら、四つにまとめることのほうにエネルギーをついやして欲しい。4町村、1二町村が一つになることがこれからの阿蘇づくりに大切。新しい阿蘇づくりをしなければいけないときに、阿蘇町をはずすことなど考えられない。

## 阿蘇町

・産山村の離脱については、何回も協議を開き、村長にも会いに行つて慰留した。公文書もやり、今でも門戸を開いているといつている。努力をしてきた。

・例えば住民発議の手続きに半年かかった場合、法定協議会は計画どおり進めていけるのか危惧する。(特例法の期限までに合併が間に合わなくなるのではないか。)

・この時点でこういう問題が出てきたのは残念。阿蘇町としても、この合併を成就させることが新しい阿蘇

市誕生、ふるさと造りにつながるという思いでそれぞれが協議に加わってきた。決しておごりも、強行もする意味で協議に参加してはいいない。

合併が壊れることのないよう、一の宮町、波野村の住民の方にも十分説明をお願いしたい。

## 阿蘇地域振興局

・合併枠組みとか、可否の最終的な判断は、各町村において行われる。住民に対する合併の必要性等の周知徹底をよりいっそうお願いしたい。

## まとめ

・阿蘇中部3町村合併協議会の協議については、今後も粛々と進めていくこと、住民の皆様には今後も十分説明していくことが確認されました。

## 協議事項

## ○小委員会報告

家入委員長から、庁舎の改修、支所、文化ホール、アクセス道路の概要について職員部会からの説明が行われ、各町村意見を出し合い、次回以降に検討していくことを報告しました。

## 提案事項

## ○協議第六号 合併の期日について

合併の期日については、平成十七年三月三十一日までということを確認していましたが、今回具体的な期日について提案しました。

円滑な行政サービスを行うための電算システム移行稼働、合併で予定される事務事業又は公的行事との関係、合併までの準備期間、引継ぎの利便性等を考慮し、平成十七年二月十一日(金)(建国記念日)を合併の期日として提案しています。

## ○協議第七号 財産及び債務の取扱について(財産区等)(継続)

四月八日の任意協議会において、委員から部落有林等について実態調査をしてから協議してはどうかという意見が出され、部落有林等については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整する。普通財産の山林・原野の使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐということと提案しています。

